

大分県報

令和八年
第七〇四号
五月十二日

（火曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可（三件）……………
土地改良区連合の定款変更認可……………
建築基準法による道路位置の指定……………

〇告 示

大分県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和八年五月十二日

土地改良区名	所在地	認可年月日
弥生土地改良区	佐伯市	令八・四・二三

大分県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和八年五月十二日

土地改良区名	所在地	認可年月日
荒瀬井堰土地改良区	中津市	令八・四・二三

令和八年五月十二日

大分県報（告示）

一

大分県告示第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和八年五月十二日

土地改良区名	所在地	認可年月日
院内土地改良区	宇佐市	令八・四・二三

大分県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区連合の定款変更を認可した。
令和八年五月十二日

土地改良区連合名	所在地	認可年月日
駅館川土地改良区連合	宇佐市	令八・四・二三

大分県告示第二百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。
令和八年五月十二日

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
大土第七一 三号	由布市挾間町挾間 字立烏帽子四〇九 番六及び四〇九番 七	令八・四・一四	メートル 五・〇〇	メートル 二一・〇〇